

『宇津保物語』 「国譲上」 における仮名手本についての一解釈

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学教養論集刊行会 公開日: 2022-03-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 田島, 優 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/22153

『宇津保物語』 「国讓上」 における仮名手本についての一解釈

田 島 優

はじめに

非常勤先（信州大学人文学部）の日本語学概論の講義において、仮名を説明するために、『宇津保物語』 「国讓上」を久しぶりに読み直した。そこで少し疑問が生じたので、注釈類やこの箇所を扱っている論文を^(注1)読んでみたが、今一つ納得がいかなかった。それらの注釈書や研究論文においては、手本が手習い、すなわち和歌の手習いではなくそれぞれの書体において文字を適切に書くための手習いであるという観点が抜けているように感じた。疑問を解決するために、これらの箇所について、手習い、特に運筆という観点から検討してみることにした。また、その当時におけるそれぞれの書体や書風の役割について、平安時代の物語類に記述されている言語生活の点から探ってみた。

一 仲忠の手本三種

「宇津保物語」「国譲上」を読んでいくと、仲忠が手本を三種類作成していることがわかる。最初は東宮に対するものであった。そして次は、東宮に対しての新しい手本と、ここで扱っていく若君に対しての手本である。

東宮への最初の手本は、次の記述からわかるように、それは「男手」と「女手」とによるものであった。

藤壺の「ただその書きて奉られたる本をこそは、男手も女手も習ひたまふめれ。それむかしのぞとて、今の召すめれど、まだ奉られざめりしかば、『それ驚かせ』などそのたまはし(後略)」

東宮は仲忠が書いて献上した手本で「男手」と「女手」を練習していた。その手本が古くなったので、藤壺(あて宮)が仲忠に対して新しい手本を献上するように申し付けていたが、まだ献上されていなかったことから、新しい手本を催促することになった。その古い手本は、東宮があて宮(藤壺)と結婚してから献上されたものようである。藤壺の父正頼は東宮から藤壺あての手紙を久し振りに見て、「いとよくなり(たいそう上達した)」と評価している。あて宮が東宮に入内する以前から、あて宮あての東宮からの懸想文を見ていたからである。その手紙を見た仁寿殿(藤壺の姉であり、仲忠の妻である女一の宮の母)は、「かしこけれど、この御手こそ、右の大将の御手に覚えたまへれ(畏れ多いことですが、このご筆跡は、右大将殿のご筆跡とよく似ておいです)」と言うと、藤壺は東宮が右大将殿(仲忠)の献上した手本でばかり練習しているからだと答えている。東宮は成人してからも「男手」と「女手」とを練習しているのである。第八節「男手(男の手)と女手(女の手)」で述べるように、「男手」は男性間における歌のやり

取りにおいて必要であり、「女手」も男性にとつては女性との歌のやり取りや私信の際には必要であった。「源氏物語」「梅枝」において、源氏が「女手を心に入れて習ひし盛りに、こともなき（難点のない）手本を多く集へたり」とあるように、上達しようと思えば手本を手に入れる必要があった。東宮にとつてはそれは仲忠の書いたものであった。「男手」は、形態としては漢字と同じであるが、漢字の仮借の用法に基づいており、漢字の一般的な使用法とは異なるため、「男手」としての用い方を学習する必要があった。藤壺は若宮（自分の第一子）がまだ手習いをしていないことを聞き、仲忠に若宮への手本を書いてほしいと御願いをした。その際に、東宮からも手本を書いてほしいとの仰せがあったことを伝えたところ、東宮のを先に献上し、若宮のものも急いで持参するとの返事であった。

そして、東宮のも若宮のも同じ日に献上している。東宮のは仲忠自らが持参し、若宮のは手紙を添えて藤壺付きの女房である孫王の君のもとに送られてきた。新たに献上された東宮のものについては記載がない。一方、若宮の手本については詳細に述べられている。まず「真の手」による春の詩と、「草」で夏の詩といった漢字による漢詩であった。そして仮名においては、「あめつち」、「男手」による和歌、「女手」の和歌二首、「片仮名」の和歌、「葦手」の和歌であった。仲忠の手紙には、藤壺の筆跡が手本になるから、わざわざ私の筆跡を習わせる必要がないということが記されていた。藤壺からは、「この本どもを、かくさまざまに書かせて賜へるなむ、限りなく喜びきこえ」という返事を認めている。藤壺としては、東宮の先の手本と同じような「男手」と「女手」だけの手本だと思っていた。ところが、漢字の「真書体」、「草書体」もあり、また仮名においても、「あめつち」、「片仮名」、「葦手」まで付いており、四巻仕立てだったのである。

若宮の手本の「男手」についてはほとんどの注釈が真仮名（いわゆる万葉仮名）としているのに、少し前に記述されている東宮の最初の手本の「男手」に対してはこれまたほとんどの注釈書が漢字としているのである。これは男性の手

習いには漢字は欠かせないという考えに基づいているのであろう。同じ作品で同じ語がそれも近い場所（ともに「国譲上」）で使用されているのであるから、それらは当然同じものと考えるべきである。その場その場で、「男手」の意味を変えらることによって、「男手」の意味を曖昧にしてしまい混同を生じさせる原因となってくる。「男手」は、真仮名を用いて書いていく書体だと考えるべきである。東宮の古い手本から、男性における仮名の書体の基本は「男手」と「女手」であったことがわかる。

若宮の手本には漢字の「真」と「草」とによる漢詩も献上されているが、それらの内容については言及されていない。また、仲忠の手紙に藤壺の筆跡が手本になるとあるように、幼少時の文字習得の基本は仮名であったようである。藤壺は、東宮の「男手」の練習を見ているし、男兄弟が多かったので、「男手」にも慣れていたと思われる。筆跡がすばらしく、また才能の豊かな藤壺なら、「男手」に関しても若宮への指導なら可能であり、さらには漢字に関しても長けているような人物設定であつたらう。

なお、仲忠から若宮に贈られた手本四巻の内訳については明らかでない。漢字の「真」の春の詩、漢字の「草」の夏の詩、そして仮名となり、もう一巻についてははっきりしない。漢字の行書体書き落とされたのではないかとする説もあるが、もし行書体が入るなら真書体・行書体・草書体の順序にならう。しかし、真書体が春の漢詩、草書体が夏の漢詩となつていことから、行書体が入る余地がなく、漢字以外に二巻必要とならう。本稿では、次の二通りを考えている。

- 一、真による春の詩／草による夏の詩／仮名一（あめつち、男手、女手の一首）／仮名二（女手のもう一首、片仮名、葦手）

- 二、真による春の詩／草による夏の詩／仮名（あめつち、男手、女手二首、片仮名）／葦手

一の説については第四節の「女手」で、二の説については第六節の「葦手」の箇所述べる。

二 男にもあらず、女にもあらず、あめつちそ

ここには、四十八音節の「あめつちのことば」が書いてあることは確かである。ただ、それがどのような書体で書いているかが問題になっている。「男にもあらず、女にもあらず」をどのように解釈するかである。「男」「女」をそれぞれ「男手」「女手」として、「男手」（真仮名によるもの）でも「女手」（連綿体）でもないことから、「仮名の草体」（草仮名）と解釈する説が多い。しかし、『宇津保物語』「蔵開中」には、蔵開によって出現した俊蔭の母の集が紹介されており、そこには「一つには例の女の手、二行に二歌書き、一つには草、行同じごと、一つには片仮名、一つには葦手」と記されており、既に「草」という言い方が使用されている。この「草」は「仮名の草」と思われるので、「男にもあらず、女にもあらず」というまどろこしい表現を用いず、単刀直入に「草」と表現すれば済むことである。

「男手」については、次節（第三節）で詳しく扱うが、「男手」についての「放ち書きに書き、同じ文字をさまざまに変へて書けり」という説明は、「女手」に对照させたものだと考えられる。「男手」に対してこのような注記が施されていることは、仮名においては「女手」が基本であったのである。若宮は字を正式に習っていないのであるから、まず基本から入る必要がある。その基本が「あめつちのことば」なのである。それは当然「女手」で用いる仮名で書かれていたと考えられる。

「あめつちのことば」がそのまま記載されている文献は残っていない。『源順集』に所収されている「あめつちの歌、四十八首」から推測するしかない。その詞書によると、藤原有忠が詠んで送ってきた歌の返しである。その有忠の歌

は、「あめつちのことば」を各歌の最初の文字として据えてあった。それに対して、この歌は歌の最初だけでなく歌の最後にも据えて、さらに季節によって分けてあると述べている。その「あめつちのうた」を見ていくと、「あ」で始まり「あ」で終わる歌で始まり、「て」で始まり「て」で終わる歌までの四十八首が、春・夏・秋・冬・思・恋の六つの部立てに各八首ずつ収められている。その四十八首から、「あめつちほしそらやまかはみねたにくもきりむろこけひといぬうへすゑゆわさるおふせよえのえをなれるて」の四十八文字を抜き出すことができる。それを、単語ごとに切り出すと次のようになる。ただし、「おふせよえのえをなれるて」についてはうまく説明がつかず四文字ごとに切っている。

あめ つち そら ほし そら やま かは みね たに くも きり むろ こけ ひと いぬ うへ すゑ
 ゆわ さる おふせよ えのえを なれるて

この「あめつちのことば」を、「あめ」「つち」「ほし」「そら」と、現行の平仮名で書いてもわかるように、「あ」と「め」「つ」と「ち」「そ」と「ら」とは、それぞれ字体の構成において共通点がある。参考として、表1として青谿書屋本『土佐日記』の各字体を示した。この本は紀貫之自筆本に基づき藤原為家が書写した本を近世初期に転写したものであり、貫之当時の仮名の字体がわかるとされている。

この表を参考にして字体の形の類似や字体の共通性について見ていくと、複数の字体(異体仮名)がある場合には標準字体をどちらにとるかによって異なるが、まずもし仮に複数あるものの右側を標準字体だとして、字体の形の類似や共通性の基準をかなり緩やかにして判断していくと、「あめ」「つち」「そら」「くも」「すゑ」「ゆわ」「おふ」といったものがあがってくる。次は左側のもを標準字体だとすると、「たに」「なれ」が見てとれる。また、「こけ」や「うへ」のような線の向きの関係、「ほし」のようなたて棒のはねはらいなど、ペアによって字体の形態的な特徴の把握に考慮

しているようである。

この語の選択にあたっては、身近な語から字体の形の類似などの点から字体習得にふさわしいものを選び、それらを意味的に配列したものとと思われる。例えば「宇津保物語」「俊蔭」において、俊蔭が漂流して辿り着いた波斯国において、斧の音を聞いてから阿修羅と出会ったまでのわずかな記述に、「あめ」「つち」「そら」「やま」「かは」「みね」「たに」「くも」「ひと」といった語が使用されている。それに続く天女との対面の場では新たに「うへ」「すゑ」を付け加

表1 「土佐日記」(青谿書屋本)の字体(佐藤喜代治他編『漢字百科大事典』明治書院による)

あ 安 ち	い 以 い	う 宇 う	え 衣 え	江 江	お 於 お	か 可 か	加 加	き 支 き	幾 幾	木 木
く 久 く	け 計 け	こ 己 こ	さ 散 さ	し 之 し	す 數 す	須 須	世 世	そ 曾 そ		
た 多 た	ち 知 ち	つ 川 つ	て 天 て	と 止 と	な 奈 な	那 那	に 爾 に	仁 仁		
ぬ 奴 ぬ	の 乃 の	能 能	は 波 は	八 八	ひ 比 ひ	ふ 不 ふ	へ 部 へ	ほ 保 ほ		
ま 末 ま	み 美 み	む 武 む	め 女 め	も 毛 も	や 也 や	ゆ 由 ゆ	よ 与 よ	ら 良 ら		
り 利 り	る 留 る	ろ 呂 ろ	わ 和 わ	ゐ 爲 ゐ	を 乎 を	遠 遠	ん 无 ん			

えることができる。そして、仲忠がうつほに住むようになる場面ではさらに「こけ」「さる」が追加できる。「俊蔭」の巻だけで、二音節から成る単語、十八語の内十三語をカバーしている。『宇津保物語』全体では「ほし」「きり」「いぬ」も用いられており、出現しないのでは「むろ」と「ゆわ」^(注4)だけである。

ところで、吉澤義則(一九四三a)は仮名の手本を次のように大別している。^(注5)

- 一、国語を写すに必要な仮名の字形と運筆とを一字々々について習得すること
- 二、さて歌を写し文を草するための文字のつゞけざまを習得すること

それでは、「あめつちのことば」は手本の一と二のどちらであったろうか。初級者用と考えれば一の可能性が高い。その場合、「男にもあらず、女にもあらず」はどのように解釈されるのか。形態面では、「男手」で用いる仮名ではなく「女手」で用いる仮名である。しかし、連綿ではなく放ち書きである点では「男手」と共通する。したがって、「男手」でも「女手」でもないことになる。このように解釈できるのであるから、一ということになりそうである。例えば『源氏物語』「若紫」において、源氏が紫上に対して手紙を出したところ、祖母の尼君から、紫上は「まだ難波津をだにはかばかしくつづけはべらざめれば、かひなくなむ」と返事をしている。それに対して源氏からは「かの御放ち書きなん、なほ見たまへまほしき」とあった。また、『狭衣物語』(巻三)では、狭衣の君が今姫君の手習を見て、「まだはかばかしくも続けぬ文字やうなどのあさましげなるは(まだすらすらと続け書きしていない文字の様子などの驚くほどのひどさは)」とあり、また「まれまれに続きたる所は彫り深く、分け置かれたる文字やう、いとめづらかに、かかるやうもありけりと目留りて(たまたま続け書きしてある箇所は、深く彫り込んだようで、また、放し書きしてある文字の

様子は、まったく見たこともないようなひどさであり、こうした書風もあったのだと目が引きつけられて」とあるように、初歩としては一字一字の放ち書き、すなわち吉澤氏の「の方法から始まっているようである」。

ただし、先の『狭衣物語』に書かれているように、一字一字の放ち書きは連綿に慣れている目からすると奇妙に感じられる。「あめつちのことは」では、ペアにおいて単に字体の形の関係だけでは説明できないものもある。また意味の理解できない末尾の「おふせよ／えのえを／なれるて」は四字の連綿の練習用だと思われる。「あめつちのことは」が「あめ」「つち」といった二音節から成る単語を中心として形成されていることから、前半部は二字における連綿の練習についても考慮されている、吉澤の言うところの二の手本だったと考えられる。なお、「えのえを」と、ヤ行のエとア行のエとを並べて掲出しているのは、両者は字体では区別されているが、音韻的に不安定な状況にあったからではないだろうか。

『源順集』以外にも、「あめつちのことは」について触れているものがある。例えば、『相模集』では、「天地をかみしもにて」詠んだ十二首が収められている。「かみしも」とあるように、「あ」で始まり「め」で終わるような歌である。「あめ、つち、ほし、そら（以上春）、やま、かは、みね、たに（以上夏）、むろ、こけ、えの、えを（以上冬）」といった、「あめつちのことは」の部分的な利用である。『相模集』の歌は、藤原有忠や源順の模倣だと思われるが、全体ではなく部分的な使用を考えると、相模にとつては音節の一覧表という意識はなかったようである。また賀茂保憲の娘の歌集である『賀茂保憲女集』の序には「あめつちのことは」が仮名の手習いとして利用されるようになった由来について推測して述べられている。「あめつちのことは」は、多くの人にとつてはあくまでも仮名の練習帖と考えていたのではなかろうか。

以上見てきたように、「あめつちのことは」は、四十八音節に対する字体表ではあるが、これまで言われてきたよう

な単に仮名を覚えるための誦文として作成されたものではなく、あくまでも仮名の字体習得のための練習見本であったと考えられる。このことが人口に膾炙されていたならば、当初はその音の字体がその当時の人には想起されていたと思われる。すなわち標準字体が明確であったといえよう。しかし、「女手」において使用される異体仮名が増えてくれば、この練習見本はその価値を失うことになる。源為憲の「口遊」に「今案 世俗誦曰阿女都千保之曾里女之訛説也」と記されているように、ただ誦文だけが一人歩きすることになってしまった。これに関して、興味深い記述が「狭衣物語」(巻三)に見られる。狭衣君が今姫宮の手習を見ている場面である。「天地を袋に縫ひて」などあるは、母代が習はしきこえたる祝言なめりと見るに(「天地を袋に縫ひて」などあるのは、母代が教えた祝い歌のようだと見ていると)とあることから、仮名の手習では「あめつち」が利用されているが、そのことばが「あめつちをふくろにぬひて」になっている。このことばは、年の始めに誦する言寿(ことほぎ)歌、祝歌だとされている。その様子が『蜻蛉日記』中巻の冒頭である安和二年正月の記事に見られる。すなわち、手習に「あめつちのことば」を使用することは伝わっていたが、「あめつちのことば」全体の内容は忘れられ、同じ「あめつち」で始まる誦文である「あめつちをふくろにぬひて」と混同されていたようである。

さて、これまでのことを踏まえて、ここでは一応連綿(二字連綿、末尾は四字連綿)で書いてあったと解釈して、「男にもあらず、女にもあらず」に話を戻していく。まず注意しておかなければならないのは、ここに書いてあるのは「男にもあらず、女にもあらず」とあり「男手にもあらず、女手にもあらず」とは書いてないことである。仮名の手本の前に紹介されていたのは、漢字の「真」による漢詩、「草」による漢詩であった。そして、仮名と来れば、「男手」による和歌あるいは「女手」による和歌が期待される場所である。しかし実際に書いてあったのは、それらとは異なっており、仮名字体練習の「あめつちのことば」であった。すなわち、この箇所は、次のように解釈できよう。

最初に書いてあるのは、男手の和歌でもなく、女手の和歌でもなく、仮名の字体の特徴を練習するための「あめつちのことば」である。そして、解釈で問題となっている「あめつちそ」の「そ」に関しては、係助詞「ぞ」の文末用法と解される。聞き手（読み手）に強く提示して、注意を促す用法である。

このように、「あめつちのことば」を仮名の字体の練習手本と考えれば、誦文としてのリズムがないことや、「ゆわ」がそこに入っていることについても説明がつくと思われる。

三 男手

先に述べたように、「放ち書きに書きて」、そして「同じ文字をさまざまに変へて書けり」という説明がある。他のものになくて、「男手」だけに施されているのは、この書体が読み手や聞き手にとつて馴染みがない（馴染みがなくなくてきている）のであろう。また男性専用の書体であることも影響していよう。そして、この説明は当時一般的であった「女手」に対するものと考えられる。また「同じ文字をさまざまに変へて書けり」とは使用する字体を変えることが可能であることを表している。字体を変えることが規則でなかったことは、一つの字体しか使用できない音も多くあることから察せられよう。「男手」と「女手」とを対照させると次のようになる。

男手 放ち書き 複数の字体があるものについては、その選択が自由である

女手 連綿 異体仮名が少ない

「男手」は、放ち書きであることから、真書体（楷書体）か、あるいは行書体と考えられる。「万葉集」の現存の写本

を参考にすると、行書的なものだったのではないかと考えられる。^(注6)

ここに挙げられている和歌は、字体が自由に換えられることを示すために、使用できる字体が多くある音が多く出現するように工夫が凝らされている。

わか^①か^②きて は^①るにつ^①たふる み^①つく^②きも す^①みか^②はりてや み^①えむ^②とす^②らむ

この歌での「同じ文字」の実態としては、

「か」①②③、「き」①②、「は」①②、「つ」①②、「す」①②、「む」①②

となっている。この手本では、「か」の①②③は異なる字体で書かれており、他の「き」「は」「つ」「す」「む」もそれぞれが異なる字体（異体仮名）で書かれていたのである。乾善彦（二〇一八）には『日本古典文学大系 古代歌謡集』におさめられた神楽歌・催馬楽・琴歌譜に使用されている真仮名の字体が示されている。これを参考にして、先の「同じ文字をさまざまに変へて書けり」について、異体仮名の数からそれが可能なのか検証してみる。なお、□囲みは三本（神楽歌・催馬楽・琴歌譜）に共通するものである。

「か」^加「可」^{加賀駕何}、「き」^{支岐木幾吉伎}、「は」^{波那名}、「つ」^{川津都豆}、「す」^{須寸春}、「む」^牟「无武無」^{无武無}いずれも、歌で使用されている以上の字体が存在しているから、さまざまに書くことは可能であった。乾氏の表を見ると、一つの字体しかないものとしては「う・お・く・ぬ・ね・ゆ・ら・ゑ」がある。また二つの字体のものは「あ・い・け・て・の・ふ・ほ・み・め・や・よ・る・れ・ろ・わ・ゐ」である。先の歌ではそれらの音は一度しか使用されていない。

ところで、仲忠の手本は、先に述べた俊蔭の母の集の構成によく似ている。俊蔭の母の集は、「女の手」、「草」、「片仮名」、「葦手」になっている。異なるのは、仲忠の手本に「男手」があり、俊蔭の母の集に「草」があることである。「男手」がないのは俊蔭の母が女性であるからだといえよう。一方、仲忠の手本に「草」がないことから、多くの注釈書は「男にてもあらず、女にてもあらず」を書体と判断して、それを「草」として解釈しようとしたのである。しかし、「仮名の草」あるいは「草仮名」の用例を見ていくと、ほとんどの例が女性の使用である。男性で使用するのは「源氏物語」の源氏と、「栄花物語」「御裳ぎ」における藤原行成といった能書である。それも使用される場面が限られている。源氏の場合でいえば、「梅枝」において明石の姫君の入内にあたっての調度品としてであった。また、行成の場合は、一品宮禎子内親王の御裳着のための調度品である五尺の屏風に對してである。なお、この箇所には異同があり、富岡本では「しん」になっている。それは、四尺の屏風に「草」で書いてあることによる。男性に對しては「草」と来れば「真」になる。というのも、男性社会では草は漢字の草書体のことであって、「草仮名」は一般的には用いないからである。漢字の「草」と区別するために、「栄花物語」は「草仮名」と表現したのである。男性による「仮名の草（草仮名）」は、日常の世界のものではなく、芸術的な場で使用されるものである。

「草仮名」という語が使用されている『宇津保物語』『菊の宴』や『枕草子』一七七段「宮にはじめてまゐりたるころ」においては、場面的に男性による「漢字の草」の可能性もあることから、あくまでも「仮名の草」であることを示すために、「草仮名」にしてある。またこれらの箇所では、女性が書くこと、あるいは女性が書いたものであることを示していると思われる。『宇津保物語』『菊の宴』でいえば、神楽見物の楽しみは巫女の舞を見ることである。左大将正頼は神楽開催の回覧文書に舞姫の書いた「草仮名」の歌を載せれば人々が集まると推測したのであろう。舞姫と「草仮名」との関係については『源氏物語』『賢木』『少女』の「草」の例を扱う際に述べる。『枕草子』「宮にはじめてまゐり

たるころ」では、中宮定子のもとに兄の伊周が尋ねてきた場面である。「仮名の草」で書かれている草子を定子が見ていると、伊周はその筆跡鑑定を清少納言にさせようとしたのである。この話は、筆跡鑑定の才能が清少納言の出仕の第一条件となっていたことを示すのだとされている。男性と女性がいる場面において、その草子が「仮名の草」で書かれていたものであることを明示するために、「草仮名」の語が用いられているのである。なお、その「草仮名」で書かれている草子は、男性の能書によるものでなければ、女性のものと考えられる。清少納言によるものではないだろうか。それでは、「仮名の草」を用いることにどのような意味があったのだろうか。「源氏物語」「初音」において、源氏は明石の君の住む殿舎に行き、手習の反故を見て、次のような感想をもらす。

手習どもの乱れうちとけたるも、筋変り、ゆゑある書きざまなり。ことごとしう草がちなどにもぞえかかず、めやすく書きすましたり（乱れ書きの無造作な手習の反故も、その手筋は尋常でなく、素養の深い書きぶりである。大仰に草仮名を多く用いて物識りぶるのではなく、好ましくしつとりと書いてある）

すなわち、「仮名の草」を用いることができるのは教養があることを示している。ただし、物識りぶりをひけらかすというマイナス点も持っている。教養のあることを示している例としては、『宇津保物語』『蔵開下』の柱寄せに書かれていた少将源仲頼の妹の「草」の和歌、そして先の『枕草子』の例が清少納言の書いたものであればそれも該当しよう。清少納言でなくても、中宮定子が眺めるような物であるから、女性なら高貴な人か教養のある人の物に違いない。その定子は、清水寺に参籠している清少納言に、「草」で書いた手紙を与えている（二二五段「清水に籠りたりしに」）。逆に、教養のある振りをしているのが「源氏物語」「常夏」の近江の君である。近江の君の手は、

いと草がちに、怒れる手の、その筋とも見えす漂ひたる書きざまも、下長に、わりなくゆゑばめり（まことに草仮名をたくさん使つて、いかつい筆跡で、誰の書風ともつかず、体をなさぬ書きざままで、文字の下半分を長く引いていやに氣どっている）

という体裁であつた。それを見た弘徽殿女御は「草の文字は見え知らねばにやあらむ、本末なくも見ゆるかな（わたしには草仮名はよく読めないからかしら、はじめと終わりとどうも続かないですけど）」と皮肉を言っている。

『源氏物語』「椎本」では、薫の宇治の別荘から響いてくる管絃の音を聞いた八の宮から、薫のところにお誘いの手紙が届いた。そこには和歌が「草にておかしう書」いてあつた。これは、こちらには教養のある女性がいることをアピールするために、八の宮が娘に代筆させたのであろう。以前から八の宮家の様子を知っていた匂宮はその返事を買つて出たのである。

また『源氏物語』「賢木」では、源氏は朝顔の斎院の手を、「御手こまやかにはあらねど、らうらうじう、草などをかしようなりにけり（お筆跡は繊細な美しさではないけれども、書きなれた巧みさで、草仮名なども上手になつておられるのだつた）」と評価している。朝顔の君の教養なら以前から草仮名を書かれていたであろうが、斎院になつたことによつて草仮名が上達したのだと思われる。「草仮名」は恋が御法度であつた斎院や巫女にとつてふさわしい書体であつた。山田健三（二〇二〇b）の指摘する神楽歌と平仮名との関係とも結びついてくるであろう。なお「少女」では、五節の舞姫から源氏への歌の手が次のように記されている。

青摺の紙よくとりあへて、紛らはし書いたる濃墨、薄墨、草がちにうちませ乱れたるも、人のほどにつけてをか

と御覽す(青摺の紙を折にかなうべくうまく取り合せて、目立たぬよう筆跡を変えて書いた墨の濃淡、それに草仮名を多く混ぜて散らし書きにしてあるのも、その人の身の程を思うと興そそられてごらんになる)

この五節の舞姫は源氏の乳兄弟である藤原維光の娘であった。源氏は、そのような身分の者の娘が「草仮名」を多く混ぜて書いているので、この舞姫には教養があると思ひ、興味を持ったのである。ただしこの場合は、『宇津保物語』「菊の宴」や『源氏物語』「賢木」のような神楽や神社とは関わりはないであろう。豊明節会の舞姫は、貴族の娘などが担当する臨時的なものである。この娘が「草仮名」を用いたのは、『狭衣物語』(巻三)に書かれているように今風なのであろう。今姫君の母代が「今様いまさまの手は、草がちにて、濃く薄く、墨つき紛らはして、うち漂ひてはべるに(当世風の筆遣いは、草仮名を多く用い、墨の濃淡でごまかして、ふらついておりますのに)」と述べていることは、五節の舞姫の筆遣いにそのまま当てはまる。「仮名の草」、「草仮名」と言つても、すべてを「草」で書くのではない。「女手」の中に「仮名の草」を混ぜていき、その度合いが多くなっているのである。教養の有無に関係なく、「草」の比率を高くすることが流行し、それが現代風になってきたのである。

先に述べたように、仮名の体系においては、男性における「男手」と女性における「仮名の草」とが対応している。つまり、「男手」と「仮名の草」とは相補の関係になっているといえよう。「男手」と「仮名の草」との共通点は、ともに一音に対する字体が多くて異体仮名の選択が自由であったことであろう。両者が一つの名称に統一されていないのは形態に違いがあったからだと思われる。「仮名の草」はその名称通り草書体であったのに対して「男手」は行書体あるいは真書体であったと考えられる。

男性の世界では、東宮の最初の手本からわかるように、仮名については「男手」と「女手」の書体を用いていた。一

方女性の世界では、「仮名の草」については、「草」と記述されていることから、「草」と「女手」とは別の書体という意識であった。しかし、「草」という記述が次第に「草がち」となってきた。すなわち、別の書体であった「仮名の草」と「女手」とが混交してきたのである。その混交にともなって「女手」に異体仮名が増えてくることになり、「あめつちのことは」の存在価値を不安定にし崩壊を招くことになる。

なお、「草仮名」は、もともとは「仮名の草」について場面的に「漢字の草」との混同が生じる場合にその混乱を避ける、すなわち同音衝突を回避するための語であった。

四 女手

「女手」の例として挙げられている歌の第三句目は、前田本では「うとふうし」になっていて、意味が取れない。そこで「浦ならし」と改める説もある。本稿で参考になっている全集本では「うとからじ」に改めているが、不審とする。さて、先の「男手」に施された説明からすると、「女手」は放ち書きではない。すなわち連綿である。また、同じ文字をさまざまに変えて書くことができない。すなわち異体仮名の数が少ない、ということになる。まず、「女手」の例として挙げられている歌で、それらを確認していこう。

①
また①①①
しらぬ①①①
もみち①①①
とまと②②②
ふ②②②
うと③③③
からし③③③
うと①①①
ふうし②②②
ち②②②
どりの①①①
あとも⑤⑤⑤
とま⑥⑥⑥
らさ④④④
りけり②②②
とま⑥⑥⑥
らさ④④④
りけり③③③
とま⑥⑥⑥
らさ④④④
りけり③③③

「女手」の手本として、連綿がしやすいような字体が配列されていると思われる。そして、「男手」と異なり、字体を変えることができないことを示すために、次のように同じ音が多く用いられている。

「ま」①②③、「し」①②、「ら」①②③、「も」①②、「ち」①②、「と」①②③④⑤⑥、「り」①②③

（「う」①②、「ら」①②、他は前の行と同じ）

先の表1と合わせて見ていくと、「ま」「し」「ら」「も」「ち」「と」「り」はいずれも字体が一種類しかない。一種類しかないのに、文字の変えようもないのである。これがその当時の「女手」で使用される仮名の字体の実態であった。したがって、手元にこの歌の手本がなくても、簡単に手本を作成することが可能である。ただし、このような時代は長くは続かなかつたであろう。『源氏物語』『梅枝』において、源氏は最近仮名が良くなってきたことを述べている。

よろづのこと、昔には劣りざまに、浅くなりゆく世の末なれど、仮名かんなのみなん今の世はいと際きはなくなりたる。古き跡あとは、定まれるやうにはあれど、ひろき心ゆたかならず、一筋に通ひてなんありける。妙たふにかしきことは、外よりにこそ書き出づる人々ありけれど（万事、昔に比べるとだんだん劣ってきて深みのなくなつてゆく末世ではあるけれど、ただ仮名だけは当今のほうがじっさい果てしなくみごとなものになってきたものです。昔の人の筆跡は、きまつた書法になつてはいるようだけれども、のびのびした気分が十分でなく、どれも一つの型にはまつていてといった感じですね。巧妙で風情のあるところとは、後の時代になつてはじめて書き表す人々が出てきたものですよ）

字体が一種類だと連綿の仕方が同じになつてくる。「女手」がすばらしくなつたのは、「男手」のように使用する字体

を増やしたことによって、様々な連綿が現れたことによる。そのような状況になれば、「あめつちのことば」の本来の目的がわからなくなってしまう。しかし、その一方で若い人たちが「草がち」の手を好むようになったのは、連綿を避ける一手段だったと思われる。

「女手」の手本と思われる歌がもう一首掲げられている。そこには「さしつぎに」とある。「さしつぎ」や「さしつぎにて」とあったら「女手」の一書風とも考えられる。しかし、「さしつぎに」とあることから、「その次に、男手」や「次に片仮名」の「次に」と同じである。そして、「さしつぎ」は、次の用例などからもわかるように、同じものの次という意味である。

左衛門の乳母めのととて、大弐だいにのさしつぎに思おもいたるが娘むすめ（左衛門の乳母と云つて、大弐の乳母の次に大事に思つていらつしやる人の娘で）（『源氏物語』「末摘花」）

女君もおはしけり、一所ひとところは宮腹みやはらの具ぐにておはす。さしつぎは女御にようごにておはしけり（女君もいらしゃったが、お一人は皇女の御腹に生れた方に嫁しておいでになる。すぐ次の妹君は女御になっておられた）（『栄花物語』「月の宴」）

したがって、ここは「女手」についてももう一例という意味であろう。それでは、ここには「女手」のどのような技法が示されているのであろうか。例歌から考えてみよう。

とふとりに あとあるものと しらすれば くもちはふかく ふみかよひけり

「女手」の例であるから連綿を学ぶものとして挙げられていよう。この歌では同音で始まる語が並べられている。同音になっている「と」「あ」「ふ」は表1によると異体仮名がない。したがって字体を変えることではなさそうである。それでは、句頭と句中との字体の形の異なりを学ぶものだろうか。しかし、ここであがっているのは「と」「あ」「ふ」の三例だけである。それよりは、同音で始まる語を並べて、同音で始まる異なる語が来ると、その直前で連綿をやめて、あらたにそこから連綿を始めるという、語と語との間で連綿を切る練習として例示したものではないだろうか。そのような技法であれば、「女手」の第一首目とは異なつた連綿の技法を学ぶものであつたと考えられる。そして、この技法に対して「さしつぎ」と名称が合致しているようにも思われる。しかし、技法を表す「さしつぎ」という用例が他に見られないことから、ここでは「女手」における次の一首として解していく。「女手」の手本として二首挙げられていることは、「女手」が仮名の中心であり、またその習得の難しさを示しているといえよう。

女性は「男手」を学ばないが、「女手」については男性も身につけていく。それができなければ恋愛はできない。女性性は筆跡を重視するのである。しかし、男性は漢字の影響によるのか仮名がなかなか上達しないようである。能書である源氏でも「真字まんなのすすみたるほどに、仮名かんなはしどけなき文字こそまじるめれ(もとともと男でも、ただ漢字が上手になるわりには、仮名のほうは整わない文字がまじるものようです)ね」(「梅枝」と述べている。また、同じく「梅枝」において、源氏が調度手本の作成を依頼した左衛門督でも、十分に満足できるものではなく、源氏の期待に沿えていないようである。

左衛門督は、ことごとしうかしこげなる筋をのみ好みて書きたれど、筆のおきて澄まぬ心地して、いたはり加へたるけしきなり(左衛門督は、仰々しくもつたいぶつた書風ばかりを好んで書いているけれども、筆づかいがあかぬ

けしない感じで、どうも作為がじゃまになっている)

源氏が仮名の字が整わないと述べていたり、左衛門督の字が仰々しくあかぬけないと見えるのは、漢字の影響である。下野健児(二〇一八)によれば「漢字の草」と「仮名の草」とは筆使いが異なっているようである。また「女手」での仮名においても、佐藤栄作(一九九九)によると漢字の崩しの箇所が異なっているようであるから、漢字の「草書体」が身につけていることによる弊害であろう。源氏が「女手」を熱心に習っていた時に集めていた手本で、一番すぐれていたのは中宮の母御息所のものであった。そこから、現代の女性の仮名についての論評が始まっていく。また、兵部卿官は、自分が所蔵している嵯峨帝による「古万葉集」の歌を選んだ卷子本や延喜帝による「古今和歌集」の巻ごとに手を変えたものを、自分に娘がいけないことよって源氏に進呈している。このように「女手」は女性にふさわしい書体であり、かつ女性が熱心に習うべきものであった。

「さしつぎ」には、先に述べたように、同じものの次のものという意味があった。先には「女手」におけるもう一首として解釈した。それを「仮名」の巻をもう一つと解釈をすることによって、四巻の素姓を明確にすることが可能となる。仮名の二巻についてその内訳を示すと次のようになる。

仮名の巻上 あめつち 男手 女手の一首(「まだしらぬ」の歌)

初めには・その次に男手・女手にて

仮名の巻下 女手のもう一首(「とぶとりに」の歌) 片仮名 葦手

さしつぎに・次に片仮名・葦手

このように仮名の巻を二巻にすると、それぞれが三つずつとなり、量的にバランスが取れているように思われる。

五 片仮名

次は、「片仮名」による歌である。俊蔭の母の集にも「片仮名」の和歌が入っていたが、「源氏物語」における明石の姫君の入内の際に持たせる書の中には入っていない。「片仮名」の歌はお祝いの品としてはふさわしくないからであろう。「片仮名」には仏教的な色彩が強い。また「片仮名」はメモ的なものであり、他の人の目にさらすようなものではなかったであろう。「片仮名」は仏典や漢籍の漢文訓読の際の補助記号として誕生した。そのような補助的なものが独立して、単独で歌などを表記するようになったのである。「宇津保物語」成立当時における単独で使用される場合の片仮名の字体の形がどのようなものであったのかについては、醍醐寺五重塔の落書として残されている「片仮名」の和歌三首を参考にするしかないだろう。ただし、これは落書なので片仮名の手本とは丁寧さや規範が異なっている。そのため、この落書の読みについては判読が揺れているというのが実態である。その落書の「片仮名」を見ると、現在の「片仮名」とは字体並びに字体の形が異なっている。省画の激しいものがある一方で、真仮名の形を残しているものも見受けられる。また、大矢透氏の『仮名遣及仮名字体沿革史料』を見ても、その当時の「片仮名」の字体は直線的ではなかったようである。そのようなこともあり、「片仮名」の練習も必要だったであろうか。

それでは、「片仮名」の習得にあたって、この歌にはどのような工夫が施されているのであろうか、挙げられている歌から考えてみよう。ただし、他のものと同様に現行の字体で表示しておく。俊蔭の母の集では、「女手」と「草」に關しては二行と書かれていたが、「片仮名」の歌には言及がなかった。一行書ということだろうか。

イニシヘモ イマユクサキモ ミチくニ オモフコ、ロアリ ワスルナヨキミ

「片仮名」は、「男手」と同じく放ち書きであり、また「女手」と同じく一音に対する異体仮名の数は少ない。本来ならば、時代的にあう醍醐寺五重塔に記されていた「片仮名」と対照させるべきであろう。その「片仮名」の和歌は三首あるが、この「イニシヘモ」の歌の三十一音に出てこない音が、異なりで六音（イ、ヘ、マ、モ、ユ、ヨ）、延べで九音（イ2、ヘ1、マ1、モ3、ユ1、ヨ1）あり、両者を対照させるには歯抜けの状態になっており都合が悪い。先に述べたように、醍醐寺五重塔の「片仮名」には真仮名的な箇所も多い。また訓点資料を見ても、九世紀頃の「片仮名」の字体は安定しておらず、どれを参考にしてよいのか判断に困る。そこで補助的な使用ではあるが、「仮名遣及仮名字体沿革史料」において、九六五年の資料（金剛頂瑜伽修習毗盧遮那三摩地法）は現行の字体に近いので、ここでは後世のものであるが「法華修法一百座聞書抄」に使用されている「片仮名」（表2 次頁）で考えてみる。

第一句と第二句はともに、イで始まりモで終わる同じ環境になっている。その間に挟まれている字を比べると、第一句は左から右への動き、第二句は横縦の動きのようである。第三句は踊り字並びに字体の形であろうか。第四句から第五句にかけては、踊り字や、フ・コ・ロ、ア・リ・ワといった字体の形の違いなのだろうか。他の資料に見られる、ワの特殊な形や、スの真仮名的なもの（須）も注意すべき点だったのかもしれない。かなりこじつけていると思うが、これまでの歌と同様に、この歌にも字の習得のために何らかの工夫が施されていることが確認できればよいであろう。

「片仮名」の和歌の例としては「狭衣物語」と「堤中納言物語」の「虫めづる姫君」に見られる。一般的に「片仮名」の和歌というと、「極楽願往生歌」や僧侶による和歌によって、仏教色が強いというイメージがある。しかし、「狭衣物語」では、狭衣大将が三首の和歌を「片仮名」で書いている。それらの例をもとに、「片仮名」の性格を考えてみたい。諸本通じて「片仮名」となっているのは次の二場面である。一つは、狭衣の恋こがれている源氏の君が飼っている猫がやってきたので、猫の首に「片仮名」で書いた和歌を結びつけたのである。

表2 「法華修法二百座開書抄」の字体(佐藤喜代治他編『漢字百科大事典』明治書院による)

ア 阿 ア ア ア	イ 伊 イ	ウ 宇 ウ ウ	エ 江 エ	オ 於 オ	カ 加 カ	キ 幾 キ キ	ク 久 ク ク	ケ 介 ケ ケ	コ 己 コ コ	サ 散 サ
シ 之 シ シ	ス 須 ス	セ 世 セ	ソ 曾 ソ	タ 多 タ タ	チ 千 チ	知 知 知	ツ 川 ツ 川	テ 天 テ テ	ト 止 ト	ナ 奈 ナ
ニ 二 ニ	ヌ 奴 ヌ	ネ 子 ネ	ノ 乃 ノ	ハ 八 ハ	ヒ 比 ヒ	フ 不 フ	ヘ 部 ヘ フ	ホ 保 ホ フ	マ 万 マ フ	ミ 三 ミ
ム 牟 ム	メ 女 メ	モ 毛 モ モ	ヤ 也 ヤ ヤ	ユ 由 ユ 上	ヨ 與 ヨ	ラ 良 ラ ラ	リ 利 リ リ	ル 流 ル ル	レ 禮 レ レ	ロ 呂 ロ
ワ 〇 ワ ワ	キ 井 キ キ	エ 恵 エ エ	ヲ 乎 ヲ シ シ	ン ン ン レ	★ 平 仮 名 表 記	ウ 宇 ウ ウ	キ 幾 キ キ	ク 久 ク ク	コ 己 コ コ	サ 散 サ
さ 左 マ	し 之 一	志 志 志	ち 知 ち	と 止 と	に 仁 に	の 乃 の	の 能 の	へ 部 へ	や 也 や	る 留 る

前なる人々の絵描き散らしたる筆どもの散りたるを、取りたまひて、紙の端に、

かつ見るもあるはあるにもあらぬ身を人は人とや思ひなすらん

手すさみのやうに、片仮名に書きて、この猫の首に結びつけて(巻三)

ここでは紙の端に書いている。「片仮名」は、仏典や漢籍の訓読のために生み出されてきたものであり、狭い所に書くことが可能である。「女手」の場合には風流な紙を用いる必要がある。そのような紙の性格に加え、「手すさみのやう

に」のように正式なものではなく、咄嗟のメモ的なものという意味合いが読み取れる。

二つ目の例は、出家した女二の宮の扇が置かれているのを見て、昔のことが思い出されて、悲しくなり、扇に片仮名で和歌を書いたのである。

手に馴染れし扇はそれと見えながら涙にくもる色ぞことなる

と片仮名に書きつけて、もとのやうに置きたまうつ（巻四）

ここでは扇に書いているので、特に「片仮名」で書く必要はないと思われる。相手が出家して、狭衣自身も出家を考えていることから、片仮名で書いたとも考えられるが、内容が恋の歌なので、それでもなさそうである。これら二例において「片仮名」が用いられている理由について、参考になるのが次の例である。ただし、新編日本古典文学全集が底本にしている深川本には「片仮名」という語は用いられていない。狭衣が通りがかり覗き見た家には美しい女性がいたが、そのお付きの若い女房たちは、狭衣が通りすぎるのが心残りなので、手紙をさし上げた。その返事についての記述である。

御隨身ども、そのわたりに筆求めて持て参りたれば、経紙きょうしなどのにや、泥どろの着きたるぞありける。畳紙たたみがみに、あらぬ筋に紛らはして、

見も分かで過ぎにけるかなおしなべて軒端のあやめ隙しなければ（巻一）

この箇所については『校本狭衣物語 巻二』（楓桜社）によれば異同がげしい。例えば、日本古典文学大系（岩波書店）が底本とする内閣文庫本では、「御隨身、そのわたりに筆求めて、参りたれば、経紙などにや、泥のつきたるぞありける、畳紙に、片仮名に」とある。ここでは深川本の「あらぬ筋に紛らはして」の箇所が「片仮名」になっている。また、新潮日本古典集成が底本とする旧東京教育大学国文学研究室蔵本では、「心とき御隨身そのわたりに硯もとめて奉りたるして、畳紙にかたかなにて」とある。ここでも「片仮名」が用いられている。内閣文庫本では「経紙」と「片仮名」という、仏教と「片仮名」との関係が現れている。一方旧東京教育大学本では、金泥などが付いている畳紙というのがおかしいと思つたか、「経紙」「泥の着きたる」といった表現はない。畳紙は和歌などの草案を書くためにどこに懐に入れていた紙であり、正式な紙ではない。咄嗟の場合には畳紙を用いるのは仕方がないであろう。注目したいのは深川本の「あらぬ筋に紛らはして（御筆跡をそれと知られぬように変えて）」という表現である。深川本には「片仮名」という語は使用されていないが、この表現は「片仮名」の性格を表しているといえよう。この場面では狭衣は自分の素姓を知られたくないのである。「女手」や「仮名の草」の場合、先に挙げた『枕草子』「宮にはじめてまゐりたるころ」において伊周は清少納言に筆跡鑑定をさせようとしている。また『宇津保物語』「藤原の君」では、兵衛の君は、自分で代作して書いた歌を、実忠に対してあて宮の前で女房たちが返事を書きましたと伝えたところ、実忠は「さればよ、君の御手にこそあめれ（案の定だ。これはあなたの御筆跡のようですね）」と見破っている。また先の東宮からの手紙を見て仁寿殿は仲忠の筆跡と似ていると指摘している。このように、それぞれの筆跡には個性が現れていて、見慣れている人には誰が書いたのは判断が可能なのである。よく言われるように、筆跡には人柄や能力も現れてくる。

それに対して、「片仮名」の字体は、「女手」の仮名に比べて、単純であるから個性が現れづらい。また他人が書いた

片仮名を目にする機会はほとんどない。すなわち、「片仮名」で書いた場合には誰が書いたのかわからないのである。猫の首に結びつけた歌並びに扇に書いた歌はその「片仮名」の特性を利用したものである。猫の首に結んだ歌を一番最初に源氏の君が見るとは限らない。また扇の場合も同様である。源氏の君や、女二宮（入道の宮）が歌の内容を読めば、その歌を書いたのが誰だか判断がつくであろう。特に源氏の君の周りには口さがない女房達が大勢いよう。恋の歌が書いてあるため、女房たちの手すさみのように装う必要があったのである。ということは、女房たちも「片仮名」が書いたのである。文字は音声と異なり、後に残るものである。今現在は誰の筆跡であるかわからなくても、将来判明する危険性がある。そのため、狭衣はそれを気に掛けて「片仮名」で和歌を書いたのである。

「虫めづる姫君」（『堤中納言物語』）では、姫君が右馬佐からの歌に対してその返歌を「片仮名」で書いている。そこには、「仮名はまだ書きたまはざりければ、片仮名に」と説明されている。右馬佐が歌と一緒に贈ってきた袋（その中には作り物の蛇が入っている）を開ける際に、姫君は「南無阿弥陀仏、南無阿弥陀仏」と念仏を唱えている。そのような姫君の性格並びに返歌の内容も仏教的であるから、「片仮名」は適しているといえよう。

問題になってくるのは、「仮名はまだ書きたまはざりければ」の箇所である。返歌は「女手」で書く必要がある。「源氏物語」の紫上や「狭衣物語」の今姫君の例で見たように、連続、すなわち女手で和歌や消息が書けるようになるまでには、かなりの練習が必要である。「女手」ができるようになって初めて仮名が書けるといえるのであるから、姫君はまだ仮名は書けないのである。しかし、「白き扇の、墨黒に真名の手習したるをさし出でて」とあるように、この姫君は真名（漢字）は練習しているのである。「虫めづる姫君」のこの箇所については、山崎賢三（一九六八）や阿部好臣（一九八四、八五）の指摘するように、「源氏物語」「帚木」における「いときよげに消息文にも仮名というもの書きませず」という、式部丞の付き合った博士の娘（葦食ひの女）のパロディーであろう。そのような観点から「仮名はま

だ書きたまはざりけり」を素直に訳せば、「まだ」はそのことを実行していないことを示すことから、幼いという理由や、先に述べたような仮名にまだ習熟していないのではなく、「仮名はまだお書きなされたことがなかった^(まじ)ので」ということになる。この姫君は仮名で書くという経験はなく、もともと仮名(女手で用いる仮名)を練習する気はなかったということになる。これだとあまりにも実際の言語生活から離れているかもしれないが、読み手や聞き手を驚かし、あの姫君の特異性を表すという、「虫めづる姫君」の特徴を表していると思われる。仏教思想の持ち主である姫君は、馴染んでいる「片仮名」を用いて、「片仮名」にふさわしい仏教的な歌を詠んだのだと考えられる。

なお、山崎賢三(二九六八)は、仏教思想の点から意図的に片仮名で書いたとする。豊島正之(一九九〇)、山田健三(二〇一〇)はこの説を支持し、仏教思想についてのパロディとしてこの方がふさわしく、また文脈的に「まだ」は「また」であると解釈する。

六 葦手

「葦手」はお祝いなどに際して使用される装飾的なものである。その名称からわかるように、宴席などに置かれる洲浜と関係がある。洲浜に添えた歌であり、洲浜台に金泥や銀泥などで直接書いたり、金色のものを洲浜台に打ち付けたりする。また「葦手」で書いたものを刺繍をして洲浜の覆いに用いたりもした。洲浜に書かれた金泥や銀泥の文字が葦のような役割を担ったのであろう。最初は、文字を葦のような形にした程度であったと思われる。『宇津保物語』「葦開中」には、洲浜に関わるところで「葦手」が見られる。源涼とさま宮のところに男君が生まれ、そのお祝いの品として兼雅の家に用意されていた中に洲浜があった。次がその説明である。

洲浜、湧き水の傍らに、鶴立てたり。その鶴のもとに、葦手にて、こがね黄金の毛にて打ちたる、

こよひより なるるみつの おのがよに いくたひすむと みよやつるのこ

(今宵より 流るる水の おのが代に いくたび澄むと 見よや鶴の子)

仲忠の手本における葦手の歌は、次のようになっている。

そこきよく すむとみえて ゆくみつの そてにもめにも たえずもあるかな

(底清く 澄むと見えて 行く水の 袖にも目にも 絶えずもあるかな)

この手本には、「葦手」の基本となる、洲浜に関わる「水」「澄む」、また水の動きを表す動詞など、「葦開中」に見られる歌と共通した語や表現が用いられている。そして、葦を表せそうな縦長の文字が多く使用されている。

「葦手」は、次第に洲浜から離れて、紙や扇、そして調度用の箱などの面に書かれるようになる、洲浜自体によって示されていた水際や岩、鳥などをも文字によって表現するようになった。例えば『源氏物語』『梅枝』において、源氏は風流好みの若い人々に「葦手」「歌絵」を書かせている。そしてできたものは、

葦手の草子どもぞ、心々にはかなうをかしき。宰相中将のは、水の勢ひゆたかに書きなし、そそけたる葦の生ひざまなど、難波の浦に通ひて、こなたかなたいきまじりて、いたう澄みたるどころあり。またいといまめかしうひきかへて、文字様、石などのたたずまひ、好み書きたまへる枚ひらもあめり(若い人々の葦手書きのいくつかの草子は、

思い思いに書いてあつて、なんということもなくおもしろい。宰相中将のは、水の流れも豊かに書いてあり、乱れ立つ葦が生えている有様などは、難波の浦の景色に似ていて、文字と葦とがあちこち入りまじり、たいそうすっきりした風情がある。また、じつに当世風に書き方も変えて、文字の形や石などの様子をしゃれてお書きになった紙面もあるようである)

といったものであり、水の流れや葦が生えているさまが描かれていた。また文字で石などを描くことは現代風であつたようである。「か」や「な」といった文字は岩を表したり、「と」「の」「ゆ」「る」などは鳥を表したりした。次第に絵が中心となり葦手絵と呼ばれるようになり、絵の中に文字を隠すような判じ絵的なものまでが出現するようになった。そのために逆に衰退してしまい、「葦手」がどのようなものであつたのかわからなくなつてしまつた。しかし、平安時代において「葦手」は、お祝いには欠かせないものであり、身につけておかなくてはならない素養であつた。

第一節「仲忠の手本三種」において、手本の四巻の内訳について二つの考えを挙げた。一つの説については、第四節「女手」で説明した。ここではもう一つの説である、「葦手」だけで一巻とする説について述べていく。

「葦手」の和歌のあとに続いて、「と、いと大きに書きて、一巻ひとまにしたり」という記述がある。この「と」が何を受けるかが問題となってくる。「あめつち」から「葦手」までのすべてのものを指すのか、「葦手」の歌だけを指すのか。「葦手」は、絵画的であり、またちらし書きである。したがつて、他の和歌とは異なりスペースを必要とする。この「葦手」の歌を大きく書いて一巻にしたのだと考えるのである。その場合、問題になってくるのは、「葦手」の巻の紙の色と植物名が明記されていないことである。しかし、「葦手」は絵画的であるから紙の色は「葦手」にふさわしいものがあり、また植物に関してもそれ自体が「葦手」である。したがつて、取り立てて記述する必要がなかつた。それに加

え、それらを記述することによって、次節「手本の和歌の意味」で述べる藤壺へのメッセージが途切れてしまうことになる。

また、「葦手」については、十一世紀中頃成立の藤原明衡の『新猿楽記』に「太郎主者能書也。古文成文・真行草・真名・仮字・蘆手等上手也」とあり、仮名とは異なる書体として扱われている。これらの理由によって、「葦手」だけで仮名とは別の一卷を構成するという考え方も可能となろう。

七 手本の和歌の意味

手本として示された和歌には、これまで述べてきたように、それぞれの書体の特徴を習得するために文字の配列について考慮がなされていた。しかし、文字習得の技法のためだけではとても和歌としての体裁をなさない。和歌の作法に従い、そしてそこには当然歌としての意味内容がなければならぬ。仲忠が和歌に托した意味について、この手本を見た藤壺はすぐに理解できたのである。そこには仲忠から藤壺への思慕のメッセージが込められていた。藤壺は、この手本に対する仲忠への礼状の中で次のように述べている。

まことに、後あとに求められたるは、何なにごとにかあめる。われならぬ人やと思ふこそ、うしろめたけれ（ほんとうに、最後のほうのお歌に求められましたことは、何事なにことでございましょう。私以外の方あてではないか、と思われました気がかりでございませう）

「後に」とあるのは恋の歌であった「片仮名」と「葦手」の歌だと思われるが、「女手」の二首目の「とぶとりの」もこれに含めた方がよいと思われる。これらの歌に藤壺への恋慕の思いが込められていたとすると、「男手」の歌と「女手」の「まだしらぬ」の歌にもメッセージがあると考えざるべきであろう。そして、それは藤壺への恋慕ではなかったと思われる。日本古典文学大系本(河野多麻校注)では、最初の三首については和歌の手習いについて、後の二首は恋歌の意味に解釈している。新編日本古典文学全集本(中野幸一訳注)では、すべてを藤壺のメッセージとして、「とぶとりの」の歌から藤壺への恋慕を示しているとする。私も構成の面では中野氏の考えと同じである。しかし、歌の意味についてはさらに検討が必要だと思われる。

仲忠の手本で取り立てて説明されているのは、仮名の巻だけであった。これまで通り仮名の巻を一巻として「後に」をその後半部分とするのか。第四節「女手」で説明した、仮名の巻を二巻として「とぶとりの」からをもう一巻とするのか。仮名を二巻とする私の立場からは、後者の方がより相手へのメッセージが伝わるように思われる。その点からも、やはりメッセージが途切れてしまう「葦手」だけを別の一巻にするのはふさわしくないように思われる。「葦手」は仮名の一書風として処理した方がよさそうである。

なお、これらの歌には「水莖」「すみ」「鳥の跡」「ふみ」などといった文字に関わる語が使用されている。山田健三(二〇一〇)が指摘するように、『蜻蛉日記』(上巻、応和二年六月)の兵部卿章明親王が女手で書いた「水まさりうらもなきさのころなれば 千鳥の跡を ふみはまどふか」と関係があるう。また、『蜻蛉日記』には天徳元年春の道綱母と兼家との和歌のやりとり、「道綱の母」ふみおきし うらも心も あれたれば 跡をとどめぬ 千鳥なりけり」(兼家)心あると ふみかへすとも 浜千鳥 うらにのみこそ 跡はとどめぬ」(道綱母)浜千鳥 跡のとまりを 尋ぬとて ゆくへも知らぬ うらみをやせむ」にも同様な表現が見られる。「宇津保物語」自体では「藤原の宮」の洲浜

に書いてあった実忠の「浦せばみ跡かはしまの浜千鳥ふみかへすと尋ねてぞゆく」も関係してこよう。このような歌からは、前田本の第三句「うとふうし」については「浦」と関係ある語であったと考えたい。原田芳起（一九六九―七〇）の「渚にある千鳥のただたどしい足跡をまだ見たこともない紅葉が散りまようかと思えるであろう」の方が、中野幸一氏の解釈よりも歌の内容に近いように思われる。この歌は、手習の最初はそれが文字の跡をとどめず文字なのかわからない状態であることを示しているのではなからうか。「宇津保物語」と『蜻蛉日記』とは共通する語などがあり、「宇津保物語」の作者と兼家や道綱の母との関係が考えられているが、この「千鳥」「跡」「ふみ」といった表現もその一例に含まれるものであろう。

山田氏は、またこの手本の和歌の内容と書記メディアとの間に関連性があると指摘している。これは、藤壺へではなく手習をし始める若宮へのアドバイスといえようか。なお、山田氏は書記メディアの面で和歌を解釈しようとするが、特に後ろの方の歌については藤壺が仲忠による自分への思いだとしている点からいえば、一首の歌でその両面の意味を表現することは無理である。書記メディアについてはポイントだけが示されていると考えればよいであろう。歌の内容と書体・書風とがどのように関わっているのかについて、山田健三（二〇一〇）を参考にしてまとめ直すと次のようになろう。

男手 「すみかはる（墨変わる）」から、一字一字墨を付け直す。すなわち、放ち書きのこと。

女手 「千鳥の跡もとまらざりけり」から、連綿で書くこと。

もう一首 「跡ある」から、連綿を一旦止める。自立語ごとに新しく連綿を始めること。

片仮名 「いにしへも今行く先」や「道」から、三世と仏道といった、仏教に関わること。

葦手 「すむ（澄む）」や「行く水」などから、洲浜に関わる語を用いること。

このように、一首の歌の中に、文字習得の技法、書体に関わる意味、そして藤壺へのメッセージや思いが込められている。この三つの要素を完璧に一首の歌の中に組込むことは不可能である。そのため、それぞれの面においてある程度の妥協が必要となる。しかし、このように一首の中に様々な要素を含んだ歌を作っているのだから、「宇津保物語」の作者は特異な才能の持ち主であったと考えられる。

八 男手（男の手）と女手（女の手）

平安時代の物語を読んでいても、仮名の手本についての言及以外には、「男手」や「女手」の使用は多くない。当たり前のことであれば、単に「手」と表すだけで文脈から判断できる。このような語が使用されるのは、一つの場面に複数の書体が出現したり、前に扱った「草仮名」のような他の書体との区別など、特殊な場合に限られる。特に「男手」の用例は少なく、仮名の手本以外には、「蜻蛉日記」（上巻）応和二年六月の記事に、「みづからとあるはまことかと、女手に書きたまへり。男の手にこそ苦しけれ、（兼家）うらがくれ（歌以下省略）」と、「女手」とともに使用されているだけである。この用例の前には、章明親王と道綱の母の夫である兼家との間での何度にもわたる手紙のやりとりが記されている。章明親王は兼家の留守を見計らって道綱の母に恋文を贈ったが、道綱の母にはその気がなかったので返事をしなかった。そのため、章明親王はあの手紙を兼家に見られたと思い、兼家に道綱の母に送ったと同じ「女手」で書いた手紙を送り、先の手紙も兼家宛のものだと取り繕うとしたのである。「女手」で来たものに対しては「女手」で返事をするべきであるが、心苦しいけれど兼家はいつも通りの「男の手」で返事をしたのである。この文章を読むと、男性どうしの和歌などのやりとりは「男手」で行われていたようである。

次は「女手」の用例である。「大和物語」一七三段「五条の女」において「いとをかしげなる女の手」という用例がある。これは、良岑の宗貞の少将が伴を連れてあるみすばらしい家で雨宿りをした時のことである。

少将には広き庭に生ひたる菜なをつみて、蒸し物といふ物にして、ちやうわんにもりて、はしには梅の花のさかりなるを折りて、その花びらに、いとをかしげなる女の手にて、かく書けり。(歌省略)

良岑はそれを見てかわいそうに思い、それからすぐに生活に必要なものを持つてこさせた。そして、それからたえず通うようになったということである。思いがけないところで、すばらしい「女手」を見て感動したのである。女性の筆跡と解釈する注釈書もあるが、この家には女性しかないのです。「いとをかしげなる「女の手」と解釈すべきであり、「女手」という書体を指すと考えられる。

次は、「宇津保物語」「国譲中」に、出産まじかの藤壺のもとに贈り物が届き、葉くぼて碗ふたの蓋ふたに、「なま女の手にて」和歌を添えた文が書いてあった。藤壺への贈り物であるから贈り主は男性である。それが下手な「女手」で書いてあったのである。藤壺お付きの孫王の君は「例の人のすさび」(仲忠のいたずら)だと見破みやぶっている。この場合も、「なま「女の手」」である。また、「国譲下」において、立坊(立太子)に関する知らせが太政大臣(藤原忠雅)から左大臣(源正頼)の許に手紙が届いた。世間では梨壺の若宮の立坊の噂が立っていて、左大臣家ではあきらめていた。

御文を奉りたまへば、おとど御みかみ衾ふすまを引きかづきてうつ伏しふ臥ふして、御文を左衛門督かんの殿に、「読め」とのたまへば、女手して、

東宮には若宮居たまひにけり。昨日の酉の時ばかりになむ、宣旨下りはべりにし。例の作法にもあらず、御心一つにせさせたまひて、「宣旨の前まへに人に漏らすな」となむ仰せられたる。巳ひの時にぞ、列引れいひくべう侍る。参りたまへ。

と聞こえたまへり。

太政大臣からの手紙であったから、当然それは漢文あるいは変体漢文で記されていると思つていたところ、「女手」で書かれていたのである。その手紙は、小さく書かれており、また嚴重に封がしてあつた。それは、公的なものではなく、あくまでも私信であることを示しているのであろう。『宇津保物語』の例はともに男性による「女手」の使用であつた。

『大鏡』「実頼」に「女手書」という用例がある。これは大弐（藤原佐理）の娘の話であり、「大弐におとらず、女手書にておはすめり」とある。『大鏡』「伊尹」に「今の侍従大納言行成卿、世の手書とののしりたまふは」とあるから、「女手」書ではなく、「女「手書」」であり、女流書家ということなる。したがつて、書体を表す例とはならない。他に見られる「女の手」の用例も、女性の筆跡を表し、「女手」という書体を指すものではない。例えば、『大和物語』一〇六段「萩の葉」では、故兵部卿の宮の落とされた扇を女が見た。そうすると、「知らぬ女の手にて」歌が書いてあつた。すなわち、「知らぬ女」の手」であり、女性の筆跡である。また、『源氏物語』「浮舟」では、中の宮に届いた手紙を匂宮は薫からのものだと思ひ、開けたところ、「いと若やかなる手」で書いてあるけれども、その筆跡に見覚えがないので目を光らせてみると、「げに、女の手にて」手紙が書いてあつたのである。薫の手紙だと思つたのが、女性の筆跡だつたというのである。この逆が、『源氏物語』「若菜下」における「男の手」である。源氏は、小侍従の褥の少

し乱れている縁のところ、手紙の巻いてある端が見えているのに気づいた。そして、「何心もなく引き出でて御覧ずるに、男の手なり」ということであつた。源氏に、柏木からの手紙を見つげられてしまったのである。「大鏡」「道長（雑々物語）」では、村上天皇の時代に清涼殿の梅の木が枯れてしまった。そこで、西の京のある家に良い木があつたので、それを掘り取つたところ、その家の主人が木にこれを結びつけて内裏に持って参りなさいと家の者に言させた。それを天皇が「なにぞ」とて御覧じければ、女の手にて書」いてあつたのである。これらはいずれも書体ではなく筆跡を表している。このように「女の」とか「男の」という修飾語を伴っているのは予想外という意味合いで用いられているのである。

「男手」は神楽歌や催馬楽など一部の世界で使用されるだけの特殊な書体となり、一般的には使用されなくなつてしまった。「男手」の消滅に伴い、書体名としての「女手」も使われなくなつた。「女手」が一般的になつたことによるものと思われる。それに伴つて「女の手」や「男の手」は書体ではなく筆跡を表す語になつた。

おわりに

物語に見られる書に関わる言語生活の記述を参考にして、『宇津保物語』の仮名手本に示されている書体や書風について考察してきた。仮名手本に見られる、「あめつち」、「男手」、「女手」、「片仮名」、「葦手」については、それを扱つたそれぞれの節を見てほしい。仮名の歴史を考える場合、漢字やその書体、及び仮名の内部における書体どうしの関係について見ていく必要がある。物語において、真名と仮名とは、「いみじう真名も仮名もあしう書くを、人笑ひなどする」（『枕草子』第九九段「雨のうちにはへ降るころ」）のように、並記されていた。並記はすなわち対立的なものともい

えよう。^(注19)漢字は男性、仮名は女性と言われるが、男性はこれまで見てきたように様々な仮名を習得していた。一方女性も、「女手」が上達すれば漢字も学んだようである。「狭衣物語」(巻四)に式部卿官の姫宮の手習の様子が描かれている。

姫君の、真名や仮名やなど、さまざまうちとけて書きたまへる墨つき、文字様などの、まことに勝れてをかしげなるを(姫君が漢字や仮名などをさまざまくつろいでお書きになった墨付き、文字の姿など、本当に優れてすばらしいのを)

また「栄花物語」「さまざまのよろこび」においては、高内侍について「女なれど、真字などいよく書きければ、内侍になされたまひて」と記されており、漢字が書いたことよって内侍になったとある。真名が書けることが出世の緒になっている。また、「殿上の花見」では内大臣殿(藤原教通)の御匣殿(生子)について「手書き、歌よみ、真字をさへ書かせたまふ。御かたちもをかしげに、御髪もめでたくなんものせさせたまひける」とあり、書も歌も上手で、漢字も書け、容姿美しく、髪もすばらしい完璧の女性として表現されている。身分の高い女性においては、漢字が書けることもプラスの要件になっていたようである。

第五節「片仮名」で扱った「源氏物語」「帚木」の博士の娘(蒜食ひの女)の性格を言及する部分で「消息文にも仮名といふもの書きませず」とあることから、真名を使用する男性においても手紙には一部仮名を交えたと思われる。消息文には感情が表れる。感情を示す助詞や助動詞を表現できない真名の限界があったのである。真名と仮名との混交については、「源氏物語」「絵合」の絵合において、最後に源氏による「須磨の巻(日記)」が出されたが、それは「草の

手に仮名の所どころかきまぜて」とある。また『狭衣物語』（巻一）において、道成が飛鳥井の姫君に見せた扇は狭衣の物であったが、そこには「仮名など書きまぜられたるを」とあり、その仮名は「女手」で用いる仮名であろう。男性の世界では漢字（の草体）が主でとどこころに仮名をまぜる書風が広がっていたようである。

仮名については、『宇津保物語』の仮名の書の手本において、「男手」「女手」「片仮名」の書体が確認できた。これは男性の世界である。一方、女性の世界では俊蔭の母の集によれば「女手」「草」「片仮名」の書体がある。男性では、『蜻蛉日記』に見られるように、「男手」と「女手」とが並記されていた。しかし、「男手」の使用が衰退したのである。それに伴いそれに対立する「女手」の名称が使用されなくなってくる。『源氏物語』『梅枝』において源氏が批評している仮名は「女手」に用いる仮名のことである。先に述べたように、男性の世界では漢字の草体に仮名をまぜる書風が好まれるようになる。一方女性の世界では、「女手」において「草がち」というような表現がとられるようになり、「仮名の草」との混交が生じてくる。「女手」と「仮名の草」とが並列・対立の関係から「女手」の範疇に入っていく。そして、「虫めづる姫君」では「仮名」と「片仮名」とが並記されている。その場合における仮名は「女手」に用いる仮名である。

仮名の世界では文字は書体に付随するものであった。それが「仮名の草」と「女手」とが混交することによって、「草」という書体が消える。ただし、書の世界においては「草仮名」という書風になっていく。また「女手」においても漢字との混交などによって「女手」という書体も崩壊していく。書体に付随していた文字が独立せざるを得なくなるのである。仮名は総称として、また仮名の中で一番一般的であった「女手」で使用される文字をも指すようになる。その狭義の仮名に対する「平仮名」という名称は、山内洋一郎（二〇一一）によれば、応仁二年（一四六八）の桃源瑞仙「千字文序」に見られるものが現時点では最古の例である。なお、南北朝時代の書論である、一三五二年の奥書のある

尊円法親王による「入木口伝抄」の「色紙形事 行尹卿説」の項には、漢字の書体に仮名を対応させた記述が見られる。「(注し)仮名ハ真ノ詩ニ対シテハ色葉書也。行ニハ常ノ仮名。草ニハ草仮名也。草仮名トハ真名ノ字を草ニ書。古筆ノ仮名等ノ如シ」とある。この条では「常ノ仮名」という語が用いられている。そこで気にかかるのは、「源氏物語」「梅枝」にある「御心のゆくかぎり、草のも、ただのも、女手も、いみじう書きつくしたまふ」の箇所に見られる「ただ」である。これを「常ノ仮名」と同じと見てよいだろうか。もしそうなら書体からの文字の独立が窺われるが、「女手」との並記が気にかかる。注釈書などでも不審とされている箇所である。(注し)

この「入木口伝抄」の「將軍大納言尊氏卿所望屏風色紙事」の項では「普通ノ仮名」、また「絵詞事 行尹卿説」の項では「行ノ仮名」とある。いずれも連体修飾の格助詞「の」が入り、一語化しておらず、まだ定まった名称がなかったようである。「普通ノ仮名」については、尊円法親王の書の師であった世尊寺十一代目行房の「右筆條々」に「普通之仮名」(群書類従本による)が見られる。「平仮名」という一語化した名称を必要とした理由については、「片仮名」の地位の向上によるものだろうか。それと関わることであると思われるが、文字が書体から解放され、今度は新たに文字の組み合わせによる文体が成立してきたからだとも考えられる。

その問題とは異なるが、仮名の成立については、「女手」と「男手」という書体の名称が登場してきた背景が見えてきたら明らかにできるのではないかと考えている。今後の課題である。

注

1 注釈書では、河野多麻校注(一九五九〜六二)、原田芳起(一九六九〜七〇)、中野幸一校注・訳(一九九九〜二〇〇二)、室城秀之(二〇〇一)、野口元大(二〇〇二)を見た。研究論文では、齋藤勝次(一九六四)、小松茂美(一九六八)、大友信一(一九九七)、森岡隆(二〇〇六)、山田健三(二〇一〇)、小倉慈司(二〇一五)を読んだ。一部だけを対象としているものはここには挙げなかった。

2 作品の本文については使用テキストの欄を参照されたい。内容を理解しやすいように、ところどころテキストに記されている現代語訳を()内に示してある。

3 一般的には「万葉仮名」という名称が使用されているが、その名称だと『万葉集』全体がこれで表記されているように思われてしまう。山田健三(二〇一三c)では「上代仮名」を提唱しているが、山田健三(二〇二〇b)において平安時代の文献には「上代仮名」は用いがないと述べている。本稿では真仮名を用いていく。

4 「吹上上」には紀伊国牟婁郡の長者神南備の種松が登場する。牟婁を仮名書きすれば「むろ」となる。また牟婁は「室(むろ)」と関わりがある。もしこれを認めれば『宇津保物語』で出現しないのは「ゆわ」だけとなる。また牟婁は「室(むろ)」

5 吉澤義則(一九六五)では次のように改められている。なお吉澤は一九五四年に亡くなっている。担当した巻の配本の順番が遅いために、亡くなってからかなり時間がたつてからの刊行となっている。

一、国語を写すに必要な標準仮名と、その用筆法とを、一字々々について習得する。すなわち単字習得を目的とするもの。

二、歌を写し消息を草するため、文字の続けかた、墨色の濃淡、墨つきなどを習得する。すなわち連続字習得―芸術―を目的とするもの。

6 『万葉集』において和歌が一音一字の三十一文字で表記されているものがあり、これらは「男手」という書体に繋がっている。「男手」は『宇津保物語』では仮名の書体として扱われているので、『万葉集』における一音一字表記のものについては仮名の扱いをしてもよいであろう。文字の形態が漢字と同じであっても、書体が異なることから、漢字ではなく仮名といえよう。

7 これを紫の上の筆跡についての批評とする説もあるが、内容からは男性一般についての批評と考えられる。

8 醍醐寺五重五重塔の片仮名の落書について判読を試みているものに、遠藤嘉基(一九五六)、伊東卓治(一九五七)(一九五九)、中田祝夫(一九六八)がある。

9 池田利夫訳注(一九七九)でも「平仮名はまだ(習っておられなくて)お書きにならなかつたので」とある。注として、「片仮名を先に習い、まだそれに至らないこと」とある。理由として片仮名先行説を取っている点で、私(田島)とは異なる。

10 片仮名はもともと漢字の補助記号であったから、漢字とは対立しない。

11 「入木口伝抄」のこの記述については中山陽介(二〇一九)によって知った。引用については金子馨(二〇一六)を参考にし、読みやすいように句点を加えた。なお、「將軍大納言尊氏卿所望屏風色紙形事」の項では、平安時代に「男手」といわれたものについて「真名ノ真ノ字用之」と記載されている。また「真名ノ真ノ字等常ニ不用之」とあり、このような書き方が廃れていたことがわかる。なお「色紙形事」では、世尊寺十代経尹の弟である定成朝臣のことを引用し、その箇所には「真仮名ハ色葉書也」とある。色葉書については、「色紙形事行尹卿説」に「イロハカキノ仮名ハ一向イロハノ文字ニテアルヘキ也。但アマリニ同シ文字ナトノアマタアルカ見悪事モアレハカハルノ文字ヲ一ナト書替ムトテ具シタルモ不苦也。ツ、ケヌヲ以テ真ノ仮名ニテ可有也」とある。色葉書の場合是一字一字の字体が決まっていたのに対して、「真名ノ真ノ字」を用いる場合には複数の字体が使用できた。しかし、既に廃れていて、色葉書が一般的であり、真仮名を用いる書体は色葉書になっていったようである。なお、「右筆條々」によれば「謂ニ草仮名ニ者真名仮名也」とあり、真名仮名は草仮名であるとする。

12 本稿ではこの「草」を「草仮名」として解釈してきたが、この「草」は漢字の草書体であり、「ただ」は行書体と考えた方がよいのかもしれない。

使用テキスト

『字津保物語』中野幸一校注・訳『うつほ物語①』『③』(新編日本古典文学全集 小学館 一九九九〜二〇〇二)

他の作品、『蜻蛉日記』、『枕草子』、『源氏物語』、『堤中納言物語』、『狭衣物語』、『菜花物語』、『大鏡』の引用にあたっても小学館の新編日本古典文学全集本によっている。なお、引用にあたっては振り仮名を省略した箇所がある。用例に検索にあたっては、JapanKnowledgeを活用した。

参考文献(引用にあたっては、旧字体を新字体に改めたものがある)

- 池田利夫訳注(一九七九)『現代語対照 堤中納言物語』(旺文社文庫) 旺文社
- 乾善彦(二〇一八)『万葉仮名』と『秋萩帖』(今野真二編(二〇一八)所収)
- 内田賢徳・乾善彦編(二〇一九)『万葉仮名と平仮名 その連続・不連続』三省堂
- 江上綏(二〇〇六)『葦手絵とその周辺』(日本の美術478) 至文堂
- 伊東卓治(一九五七)『醍醐寺五重塔天井板の落書』(『美術史』24号)
- 伊東卓治(一九五九)『初層天井板の落書』(高田修編『醍醐寺五重塔の壁画』吉川弘文館) 所収
- 遠藤嘉基(一九五六)『醍醐寺五重塔の戯書』(『国語国文』26巻6号)
- 大友信一(一九九七)『右大将殿より』の「手本四巻」考(『就実論叢』26 其の一(人文篇))
- 大矢透(一九〇九)『仮名遣及仮名字体沿革史料』(帝国国学院) ここでは、続篇や中田祝夫・峰岸明氏の解説を付した一九六九年に勉誠社から刊行されたものによる。
- 小倉慈司(二〇一五)『研究ノート』九〇一〇世紀の仮名の書体 ひらがなを中心として(『国立歴史民俗博物館研究報告』194集) 学習院大学平安文学研究会編(二〇一三)『うっほ物語大事典』勉誠出版
- 金子馨(二〇一六)『入木口伝抄』の伝本について —附翻刻、国立国会図書館所蔵「入木口伝抄」—(『語文』154輯 日本大学国文学会)
- 亀井孝(一九六〇)『「あめつち」の誕生のはなし』(『国語と国文学』37巻5号)(『言語文化くさぐさ(亀井孝論文集5)』吉川弘文館 再録)
- 小松茂美(一九六八)『かな —その成立と変遷—』(岩波新書679) 岩波書店
- 小松英雄(一九七九)『いろはうた 日本語史へのいざない』(中公新書) 中央公論社
- 河野多麻枝注(一九五九、六二)『宇津保物語』①②(日本古典文学大系) 岩波書店
- 今野真二編(二〇一八)『秋萩帖の総合的研究』勉誠出版
- 齋藤勝次(一九六四)『仮名の種類(宇津保物語を中心として)』(『不知火』15号 熊本大学教育学部)
- 佐藤栄作(一九九九)『草書・草化と字体』(『国語と国文学』76巻5号)

佐藤喜代治他編(一九九六)『漢字百科大事典』明治書院

下野健児(二〇一八)「中国書法から見た『秋萩帖』草仮名書法について——その成立背景をめぐって——」(今野真二編(二〇一八)所収)

坪井美樹(一九九六)「片仮名」で書かれた和歌——《虫愛づる姫君》の詠んだ和歌をめぐって——」(『文芸言語研究 言語篇』29)

坪井美樹(二〇〇三)「男手・女手——「性差」による表記様式の分類——」(『筑波日本語研究』8 筑波大学人文社会科学研究所)

日本語研究室)

豊島正之(一九九〇)「本の見掛けをよむ」(『楡蔭』81号 北海道大学附属図書館報)

中田剛直(一九七六—一九八〇)『校本狭衣物語 巻一—巻三』桜楓社

中田祝夫(一九六八)「醍醐寺五重塔片仮名落書の読解」(『言語と文芸』58号)

中野幸一校注・訳(一九九九—二〇〇二)『うつほ物語①—③』(新編日本古典文学全集)小学館

野口元大校注(二〇〇二)『うつほ物語 一—四』(古典校注叢書 新装版)明治書院

原田芳起(一九六九—七〇)『宇津保物語 上・中・下』(角川文庫)角川書店

原田芳起(一九七三)「男手女手名義考」(『平安時代文学語彙の研究統編』風間書房(初出は、「男手・女手名義考」『樟蔭国文学』8号 一九七一)

8号 一九七一)

藤本憲信(一九九七)「女手考」(『国語国文学研究』32)

武藤那賀子(二〇一七)『うつほ物語 物語文学と「書くこと」』笠間書院

中山陽介(二〇一九)「平仮名成立の諸要件」(内田賢徳・乾善彦編(二〇一九)所収)

室城秀之(二〇〇二)『うつほ物語 全 改訂版』おうふう

森岡隆(二〇〇六)「手習い歌の変遷の実相について」(『書学書道史研究』16)

山内洋一郎(二〇一〇)「ことば「平仮名」の出現と仮名手本」(『国語国文』80巻2号)

山内洋一郎(二〇一〇)「かな」「ひらがな」の命名をめぐって」(『国語語彙史の研究 三十一』和泉書院)

山田健三(二〇一〇)「男手考——宇津保物語の用例をめぐる平安時書記システム記述——」(田島統堂編『日本語学最前線』和泉書院)

山田健三(二〇一三a)「草仮名」名義考」(『国語語彙史の研究 三十二』和泉書院)

山田健三(二〇一三b)「書記用語「万葉仮名」をめぐって」(『人文科学論集 文化コミュニケーション学科編』47) 信州大学人文

学部

山田健三(二〇一三c)「仮名をめぐる歴史上の書記用語・再考」(『日本語学』二〇一三年九号) 明治書院

山田健三(二〇一五)「成立期の仮名」をめぐる日本語書記システム史上の諸問題」(『日本史研究』639)

山田健三(二〇一八)「仮名をめぐるターミノロジー…仮名用語―再考・再論―」(『信州大学 人文科学論集』5巻)

山田健三(二〇二〇a)「仮名概念はいつ生まれたか…書記用語「万葉仮名」をめぐって」補説・再説」(『ことばの研究』12 長

野県ことばの会)

山田健三(二〇二〇b)「平安期神楽歌謡文献にみる「平仮名」の位置」(『信州大学 人文科学論集』7巻2号)

吉澤義則(一九四三a)「平安朝時代の手習に就いて」(『日本書道随攷』白水社)

吉澤義則(一九四三b)「平仮名の発達」(『日本書道随攷』白水社)

吉澤義則(一九六五)「日本書道史3 平安2」(『書道全集』十二巻) 平凡社

付記

二〇一五年に明治大学の法学部に移り、それまで二十五年以上担当してきた日本語学(国語学)概論の講義から解放された。もう教えることはないと思っていたら、山田健三氏から信州大学人文学部でのお話をいただいた。毎週片道二時間半の特急あずさの車内では普段読めなかった論文や研究書に触れることができ、私にとってはよい書齋であった。山田健三氏に御礼を申し上げる。来年(二〇二二)年一月末の講義をもってその役目を終えることになり、その思い出として本稿を執筆した。

最後に、研究者としては恥ずかしいが、『和名類聚抄』の最後の和名が「キノウツホノミツ」であることにロマンを感じるのがある。